

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	メタクラ（1S2）遮断器投入操作実施時、「直流125Vグラウンド」の警報が発生したため、当該メタクラ制御電源回路を点検	D	
2	1号機	主油タンク室換気空調系排気ファン上部において、天井部のモルタルに剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	非常用ディーゼル発電機（2A）冷却海水ポンプ（B）用電動機の点検時、ファンカバー等に腐食が認められたため、ファンカバー等を修理	D	
4	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A1～C2）の点検時、カップリングカバーに腐食（6台）が認められたため、当該カバーを修理	D	
5	2号機	炉心スプレイポンプ（B）油クーラの点検時、冷却水配管出入口フランジボルト等（計12本）に腐食等が認められたため、当該ボルトを交換	D	
6	2号機	制御棒駆動水圧ユニットスクラム弁及び方向制御弁のリークテスト時、シートリーク（計7台）が認められたため、当該弁を分解・点検	D	
7	2号機	圧力抑制プールの点検時、水位の低下（微小）が認められたため、調査及び対応検討	C	
8	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（D）入口圧力計において、指示不良（スティック）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
9	5号機	高圧復水ポンプ吐出圧力計取出座の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	残留熱除去海水ポンプ（B）の吐出圧力計点検時、圧力計サポートに腐食による外れが認められたため、当該サポートを取付け	C	
11	5号機	原子炉建屋1階主蒸気隔離弁室前空調用冷却配管において、保温材損傷部より水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	屋外圧力抑制プール水サージタンクにおいて、移送ポンプ自動停止用リミットスイッチの不良が認められたため、リミットスイッチを点検・修理	D	
13	6号機	タービングラウンドシール系排気プロセス放射線モニタサンプルポンプNO. 1において、入口フィルタ内部及び入口流量計内部にドレンの溜まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
14	6号機	原子炉補機冷却水系ポンプ（A）において、反カップリング側軸受油補給器付け根部にゆるみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	集中環境施設	固定型エリア放射線モニタ記録計の点検時、チャートに紙送り不良による欠測（約1時間）が認められたため、関係者へ周知及び対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで